

## 法制審議会 民法（債権関係）部会

2011年（平成23年）6月7日

# ヒアリング資料

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡 理事

福岡県弁護士会所属 弁護士 黒木和彰

## 1 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 (CSO 福岡) の概要

### 1.1 設立

#### 1.1.1 消費者庁関連

消費者庁関連法案 2009年(平成21年)5月29日参議院で可決成立

消費者庁発足 同年9月1日

#### 1.1.2 2009年(平成21年)9月26日 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡の設立総会

※ 設立準備会としてのシンポ(2009年8月1日, 日弁連人権大会プレシンポとして「出来たよ消費者庁! 創ろう適格消費者団体~今, 消費者被害の予防と回復のため私たちが出来ること」)

開催

### 1.2 理事(主な構成員等)

理事長 朝見行弘 (久留米大学法科大学院教授)

副理事 平田広志 (福岡県弁護士会)

その他理事 上田竹志 (九州大学法科大学院准教授)

司法書士, 消費生活相談員, 消費生活アドバイザー, 福岡県生協連等

## 2 主な活動内容

2.1 適格消費者団体を目指す (消費者契約法 13 条 3 項各号, 同 4 項, 同 5 項) の要件を満たしていると積極認定 (同 16 条) されて初めて差止請求権 (同 12 条) を行使できる。

特に同 13 条 3 項 2 号「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること」。認定されるために適格消費者団体を目指すものとしての「相当期間」「継続」「適正」に行なうことの意味。

2.2 具体的な活動内容 (資料 1 ; CSO ぷくおかニュース)

2.2.1 消費者契約法 12 条の同法 4 条各項に定められた規定との関係で、消費者の利益を害しているものは無いのかを検討し、活動すること→これを適正に相当期間継続する必要がある。

### 2.2.2 資料 1 のトピックス

様々な契約類型に該当する問題が日々生起している。

敷引きに関する問題

冠婚葬祭互助会に関する問題

有料老人ホームに関する問題

携帯電話解約料などに関する問題

ケーブルテレビに関する問題

銀行のローン保証委託契約書に関する問題

保証人紹介ビジネスに関する問題

原野商法に関する問題

追い出し屋に関する問題

結婚式場に関する問題

預貯金口座振替に関する問題

投資マンションに関する問題

資格試験予備校に関する問題

建物建築誇大広告に関する問題

空中契約に関する問題

浄水器の無料点検電話アポイント被害

### 2.2.3 適格消費者団体を目指すことの意味

何故、消費者契約について、第三者である団体が、差止請求権を行使するのか。

それを行なう NPO 法人となるために、生協などの諸団体が理事や事務局を出し、専門職や研究者が理事になっているのか。

2.2.4 消費者契約に関するトラブルが多発している現実と、行政による解決（消費者安全法等も含む）だけでは不十分であるという認識の共通化。

### 3 適格消費者団体を目指す団体としての社会活動から見てきた消費者契約法と民法（債権関係）改正

#### 3.1 2009年（平成21年）4月に発表された『債権法改正の基本方針』

3.1.1 改正民法典は、消費者取引・事業者間取引に関するルールを取り込む（一般法化・統合すること）を前提としている<sup>1</sup>。…一般法化と統合によって民法典への完全な取込を図る場合には、消費者契約法に「第2章消費者契約」を設置する必要はなくなる。…少なくとも当面は、消費者契約法を消費者団体訴訟を中心とする法律として再編するのが適当であると考えられる。

#### 3.1.2 『基本方針』の一般法化・統合に対する対応

3.1.2.1 この基本方針の考え方について、多くの実務家は反対していた。

<sup>1</sup> 『詳解債権法改正の基本方針 I』26頁以下

少なくとも、日弁連消費者問題対策委員会の委員・幹事で、この考え方を積極的に支持する者は居なかったと思われる。

3.1.2.1.1 統一的な消費者法典を作成するべきであるという考え方

3.1.2.1.2 消費者契約法の空洞化が、立法の必要性を阻害することへの懸念等

3.1.2.2 CSO福岡での議論

3.1.2.2.1 適格消費者団体を目指しているNPO法人であるCSO福岡の理事会で民法（債権関係）改正について、今回の改正の方向性について検討をしたことはない。

3.1.2.2.1.1 関係諸団体出身の理事等にとって、民法は、実は遠い存在であること。

3.1.2.2.1.2 消費者相談員にとっては、特別法に書いてある要件に該当するか否かが全てであって、民法の一般法理まで遡る相談はしていないと思われること。

4 民法（債権関係）改正部会の検討過程における議論の深化

#### 4.1 消費者法の分野は、改正すべき法的問題が山積している分野である

4.1.1 消費者庁の設置は行政のパラダイムの変換を図るものであるとされた。

4.1.2 同様の社会事実は消費者契約という側面でも全く同様に存在する。

4.1.3 よりよい消費者契約法を創るためには、民法なのか消費者契約法なのかという立法形式に過度に囚われる必要はないと思われる。

#### 4.2 民法と消費者契約法の関係

4.2.1 改正民法では、消費者に代表される契約弱者の存在や契約当事者間の情報・交渉力格差の存在を真正面から受け止め、その是正や衡平という観点を設けるべきである。

→ 民法典にこの概念を導入することは、契約理論の通奏低音となる。

4.2.2 契約弱者の存在や契約当事者間の情報・交渉力格差の存在を明らかにするのであれば、民法に消費者概念を規定することも是認できる。

#### 4.2.2.1 消費者契約法の消費者概念と同じで良いか。

適格消費者団体を目指す団体である以上、適格認定のための活動という消費者契約法の行政規定や消費者安全法を考えると、現行消費者契約法上の消費者・事業者概念同じと考えざるを得ない。しかし、契約理論の通奏低音として情報力・交渉力格差を考えるのであれば、必ずしも消費者契約法の消費者概念に限定される必要は無いと思われる。小規模事業者の事業外契約等についても、一定の保護を与えるべき（「事業活動に直接関連しない目的での取引についても保護する」）。

#### 4.2.3 消費者契約法の実体規定を民法に統合してしまうことには反対（3. 1. 2. 1）

しかし、消費者契約における消費者保護規定はそのままに、更に消費者保護を進めるような新たな規定を民法に定めることには賛成する。

そのために、民法で消費者概念（契約格差概念）を使用することにも賛成する。



5 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理について

5.1 民法に消費者・事業者に関する規定を設けることの当否（第62）

5.1.1 民法に消費者・事業者に関する規定を設けることの当否について（第62の1（1）ないし（3）

民法に格差是正の要否や当否を設けるといふ論点(1)について賛成する。

当事者間に情報力や交渉力に格差のある場合には、劣後する者の利益に配慮すべきとする抽象的な解釈理念の導入（2）について賛成する。

5.1.2 消費者契約に関する規定を設けることの当否

5.1.2.1 消費者契約に関する規定の要否

望ましい改正であると考えている。

5.1.2.2 民法と消費者契約法との役割分担について

法務省と消費者庁との協力によって、消費者契約法と民法の同時改正が最も望ましい。

しかし、同時改正が難しいのであれば、現行の消費者契約法の実体規定をそのままにして消

費者契約に関する特則を民法に規定することも十分に考えるべきである。

5.1.2.2.1 民法の格差是正の概念が、契約関係を解釈する場合の通奏低音

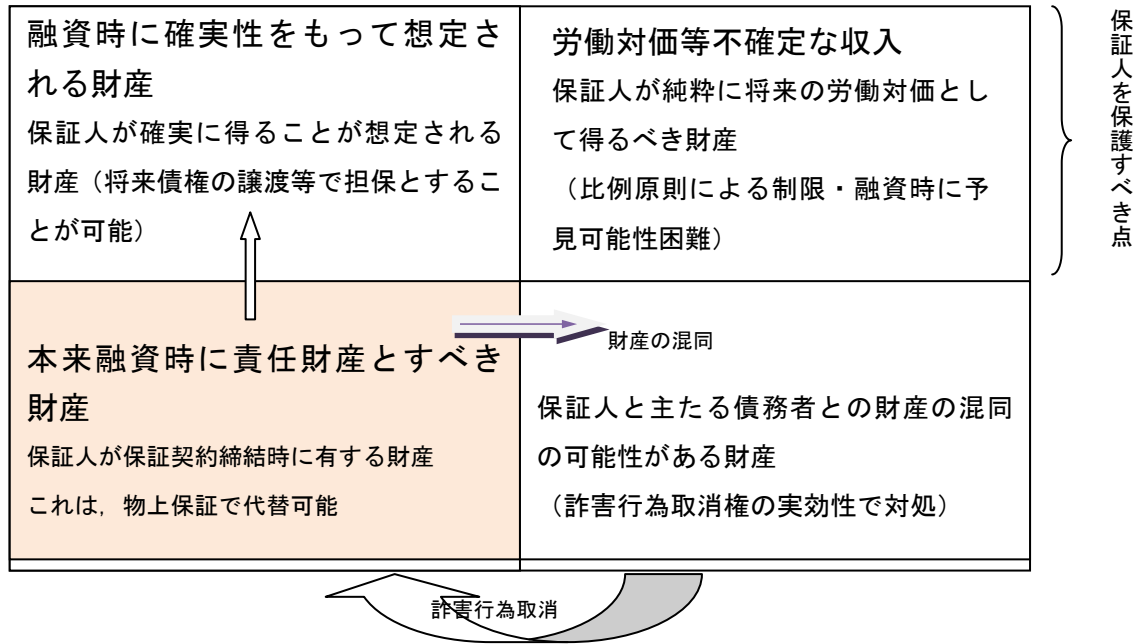
5.1.2.2.2 消費者契約法（これは、適格消費者団体の差止め請求権の実体規定でもある）は、  
色々な問題が生じた場合のメロディと考える。

5.1.3 事業者概念は、消費者概念の反対概念である。消費者と事業者の二項対立なのか、否かを検討すべき。

## 6 保証人の保護について（第12 保証債務）

### 6.1 その他（8） 主債務の種別等による保証債務の制限について

6.1.1 主債務者が消費者である場合の個人の保証、主債務者が事業者である場合における経営者以外の第三者保証について



資料 1 CSOふくおかニュース

資料 2 ジュリスト原稿抜粋

以上